

(3) 本月十二日品川署ニ

會社側 重役

山岸猪一

酒井億尋

營業主任

古屋了

爭議団側 組合本部員

井垣繁雄

林 主 順

従業員代表 石崎保次

以上六名ヲ招致シ調停課長 品川署長主會ハ渋谷憲友分隊  
特高主任前田全様主會ノ下ニ今日午前九時ヨリ翌々日十  
四日午前七時迄ニ晝夜繼續シテ折衝ヲ重ネタル結果別記覺  
書ノ如ク條件ヲ以テ漸ク之ヲ解決ヲ見タリ

(二) 會社側ノ態度

既報後會社側ニ於テ取レル主タル行動等左ノ通り

(1) 三月十五日附「労働爭議聲明書」ト題シ會社側ノ強硬態度

ヲ表示セルニ十九頁ニ渉ル小冊子一丁部ヲ作成シ同業者其  
ノ他ニ郵送セリ

(2) 三月二十日籠城職工家族激劾ノ意味ヲ以テ「再々家庭ノ皆  
様へ申し上げます」ト題スル印刷物ヲ各家庭ニ配布セリ

(3) 三月二十五日爭議団全員ニ對シ「工場内ニ保管シタル私物  
ヲ三月二十八日午後一時ヨリ今五時迄ニ工場正門入口ニ於  
テ受取方」ノ通知状ヲ發シタル為メ別項記載ノ通り三月ニ  
十八日爭議団員ハ私物受取ニ籍口シ工場内ニ於テ「ダメ」  
ヲ敢行セリ

(4) 會社ハ前記ノ通り二十八日ノ私物引渡ハ爭議団側「ダメ」  
ニ依リ失敗ニ致シタルヲ以テ更ニ之ヲ引渡ヲ計畫シ三月  
二十九日爭議団全員ニ對シ「三月三十一日午前九時ヨリ正  
午迄ニ私物引取方」ノ通知状ヲ發シ加フルニ爭議団側「  
ダメ」ニ備ケル為メ三月三十日夜淺草區新谷町十四番地上